

空き家所有者の選択肢 ※東白川村の場合

選択肢	所有者	村	登記	特記事項
① 売買	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク登録 残家財放棄承諾 売買契約の締結 物件管理（固定資産税・草刈り・家屋修繕等） 	<ul style="list-style-type: none"> 残家財の処分 空き家バンク搭載 空き家の問い合わせや見学対応など 売買契約に関するサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が負担：相続登記、住所変更登記 買主が負担：所有権移転登記 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が売れると、売買代金は所有者に入ります 物件管理（固定資産税・草刈り・家屋修繕等）は空き家が売れるまでは、所有者の負担です
② 寄附	<ul style="list-style-type: none"> 寄附採納願 残家財放棄承諾 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附嘱託登記 残家財の処分 空き家バンク搭載など 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が負担：相続登記、住所変更登記 村が負担：所有権移転登記（寄附嘱託登記） 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が売れても、売買代金は所有者に入りません 物件管理（固定資産税・草刈り・家屋修繕等）は寄附が完了すると負担しなくて良くなります
③ 賃貸	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク登録 残家財放棄承諾 賃貸契約の締結 物件管理（固定資産税・家屋修繕等） 	<ul style="list-style-type: none"> 残家財の処分 空き家バンク搭載 空き家の問い合わせや見学対応など 賃貸契約に関するサポート 	不要	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の賃料は所有者に入ります 物件管理（固定資産税・家屋修繕等）は所有者の負担です。草刈りは借主負担にできます
④ 解体	<ul style="list-style-type: none"> 補助金申請 ※危険空き家に限定 空き家解体 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付 ※危険空き家に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の滅失登記、家屋滅失の届け出 ※所有者負担 	

【その他 特記事項】

- ① 東白川村空き家バンクに空き家を登録する場合、家屋の残家財の片付けを村が負担します。
※残家財の片付けサービスは無料をご利用いただけます。
- ② 空き家バンクに登録できる空き家は、利活用できそうな物件であることが条件です。
雨漏りや倒壊の恐れ等がある物件は、登録をお断りするケースがあります。
- ③ バンクに登録できない場合、国の施策「相続土地国庫帰属制度」を推奨することがあります。